

○土岐市防災資機材等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等を単位として地域の自主的な防災活動のために結成された組織（以下「自主防災組織」という。）の活動の振興を図ることを目的として、自主防災組織又は複数の自主防災組織の連合体が防災資機材及び防災倉庫を整備するために要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる防災資機材を購入する事業
- (2) 前号の事業により補助金の交付を受ける場合であって、当該防災資機材を収納する防災倉庫を併せて整備する事業
- (3) その他防災資機材を収納する防災倉庫を整備する事業として、市長が必要と認めた事業

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号の事業 防災資機材の購入に要する経費の2分の1以内とする。ただし、その限度額は25万円とする。
 - (2) 前条第2号及び第3号の事業 防災倉庫の整備に要する経費の2分の1以内とする。ただし、その限度額は25万円とする。
- 2 前項第1号の補助金の交付は、防災倉庫ごとに行うものとし、同号に規定する限度額は、会計年度ごとの限度額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（規則別記様式第2号）
- (2) 見積書
- (3) 防災資機材の収納場所（位置図）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(防災資機材等の管理)

第5条 申請者は、十分な注意を払い、補助金の交付を受けた防災資機材等を維持管理しなければならない。

(検査)

第6条 市長は、補助金の交付の適正を期するため必要があるときは、申請者が購入した防災資機材等について検査することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表（第2条関係）

区分	補助対象防災資機材
情報伝達用具	携帯用ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー等
消火用具	消火栓ホース、ノズル、消火栓ホース格納箱、消火器、消火用バケツ等
救護用具	救急医療セット、担架、毛布等
避難用具	発電機、投光器、ヘルメット、腕章、標旗、懐中電灯等
救出・障害物除去用具	バール、ジャッキ、はしご、のこぎり、掛矢、 ^{おの} 鋸、スコップ、一輪車、鉄線カッター、ゴムボート、大ハンマー、ロープ、つるはし、チェンソー、リヤカー、車椅子等
給食、給水用具	炊飯器具、浄水装置等
その他	ビニールシート等